

ふるさと城陽応援寄附「記念品」募集事業に係る
個人情報保護に関する取扱いについて

ふるさと城陽応援寄附「記念品」募集事業を履行するために記念品の承認を受けた事業者（受任者）が講ずるべき、個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置は次のとおりであるので、この事業を履行するための個人情報の取扱いについては、城陽市個人情報保護条例第12条の規定を遵守し、個人情報を保護しなければならない。

- (1) 本事業に係る秘密を保持すること。
- (2) 個人情報を厳重に管理すること。
- (3) 個人情報を本事業目的以外に使用しないこと。
- (4) 個人情報を第三者に提供しないこと。
- (5) 本事業の処理を第三者に請け負わせ、又は委託しないこと。
ただし、商品の送付はこの限りではない。
- (6) 個人情報の複写又は複製をしないこと。
- (7) 本事業への参加を取りやめる場合は、個人情報（複写又は複製したものを含む。）を返還し、又は廃棄すること。
- (8) 市長が必要と認めて業務の処理状況又は個人情報の管理に関する調査を行うときは、これに応じること。
- (9) 本事業の処理に関し事故が発生したときは、直ちに、市長に報告すること。
- (10) 自己の責めに帰する事由により、市長又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (11) その他市長が必要と認めて指示する事項を遵守すること。